



高浜原発の運転差し止めの仮処分決定を受けて（党声明）

2016年3月10日

幸福実現党

大津地裁が、福井県の関西電力高浜原発3、4号機について、関電が安全性確保に説明を尽くしていないなどとして、運転差し止めの仮処分を決定しました。大津地裁の示した判断は、ゼロリスクに拘泥した「司法の暴走」であると断ぜざるを得ません。

安価で安定的な電力供給を確保し、国民生活・産業を守るべく、わが党は安全性の確認された原発の早期再稼働を一貫して主張してきました。原発停止を受け、火力発電への傾斜が強まっていますが、化石燃料の輸入増によって、家計・企業の負担増や国富の国外流出を招いているのが実状です。また、中東情勢の悪化により、燃料輸入が途絶するような事態となれば、日本の経済が大混乱を来すのは必至です。経済成長はもとより、エネルギー安保の観点からも、原発の早期再稼働を急がねばなりません。

“原発依存度低減”などを基調とする現行のエネルギー政策を抜本的に見直し、日本の安全保障と経済成長を支える強靱なエネルギー政策を確立すべきというのが、わが党の考えです。

脱原発を求める世論は根強くありますが、わが党としてその誤りを指摘するとともに、この国の未来をしっかりと見据え、引き続き原発再稼働の必要性を訴えてまいります。